

朝霞市日本手話言語条例

—No.23 朝霞市—

【事業の内容】

ろう者が、日本手話を使用して安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深め、お互いに地域で支え合うことのできる朝霞市を目指し、「朝霞市日本手話言語条例」を制定しました。

この条例では、日本手話に係る市の責務を定め、日本手話に対する理解の促進や普及、その他円滑に日本手話を使用することができる環境の整備に関し、必要な措置を講じることにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

平成28年度は以下の取組を実施します。

- ① 日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策
- ② 日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策
- ③ 日本手話を使用することができる環境整備のための施策
- ④ 手話通訳者の養成及び確保のため施策

【事業年度】

平成28年4月1日施行

【予算額(千円)】

14,829千円

【財源】

国庫支出金（地域生活支援事業の一部として補助金1／2以内）、県支出金（地域生活支援事業の一部として補助金1／4以内）、一般財源（市）

【事業実施に至った背景・経緯】

朝霞市では、「誰もが互いを尊重し共に生きる社会を目指して」を基本理念として、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に個性を尊重し支え合いながら

共生する社会づくりを進めています。

これまで日本手話が言語として認められなかったことや、日本手話を使用することのできる環境が十分に整えられなかつたことから、多くの不便や不安を感じながら生活してきたろう者が、日本手話を使用して安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深め、お互いに地域で支え合うことのできる朝霞市を目指し条例を制定することとしました。

【事業のPRポイント】

条例の策定に当たって、当事者の意見を条例に反映させるため、聴覚に障害のある方との「条例制定に向けた懇談会」を3回開催し、考えをお聞きしました。また、聴覚障害のある当事者、知識経験者、手話サークル、社会福祉協議会（手話通訳者等派遣事業受託者）、手話通訳者等の関係機関が協力し、条例の制定に向けた検討を重ねました。

今後、施策の推進方針を定める際も、朝霞市障害者プラン推進委員会のほか、日本手話を使用する市民、手話通訳者その他の関係者の意見を聴き、策定することとしており、具体的な施策に関する検討を行っていきます。

平成27年12月12日・13日に東京秋葉原で開催された「情報アクセシビリティ・フォーラム2015」において、本紙の条例制定までの取組をパネルにし、展示しました。

【今後の展開】

- ・ 障害や理解を深めるための講演会を開催します。
- ・ 啓発用リーフレットを作成し配布します。
- ・ 市等が主催する講演会に、手話通訳者を積極的に配置します。
- ・ 市職員や市議会議員を対象とした手話講座を実施します。
- ・ 手話通訳者等派遣事務所の体制整備を図ります。
- ・ 手話講習会の開催回数を拡充します。
- ・ あさか学習お届け講座でミニ手話講座を実施します。

【参考資料】

パネル「朝霞市日本手話言語条例」

〔連絡先〕

障害福祉課 障害福祉係 048(463)1111(内線2653)

朝霞市日本手話条例

今後の取り組み(予定)

- ・障害や手話について、理解を深めるための講演会を開催
- ・朝霞市日本手話言語条例を周知するチラシを作成し、販売
- ・市導が主催する講演会に、手話通訳者を積極的に派遣
- ・市職員や、市議会議員を対象とした手話講座の実施
- ・手話講習会の拡大
- ・「あさか学習ぶんどけ講座」を利用した手話学習や啓発活動の実施

「朝霞市日本手話言語条例」が、平成28年4月1日から施行されます。

「朝霞市日本手話言語条例」は、全国初の「日本手話」を言語として定義した条例です。

この条例では、ろう者が日本手話を使用して、安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深め、互いに地域で支え合う朝霞市を目指すことを目的としています。

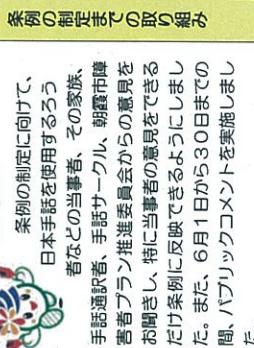
今後は、聴覚障害やろう者に対する理解を深め、言語である日本手話を周知するための施策などを検討し、取り組んでいきます。



朝霞市日本手話言語条例
制定されました！



条例の制定まで、
どう取り組んできましたの？



「日本手話」とは、ろう者が大切に守ってきた伝統的な手話をいい、「日本語」とは異なる独自の文法体系を持つ言語で、手指だけでなく、顔の表情や体の動きも文法の役割を果たします。このほか、日本語の文法や語彙に手話単語を当てはめた「日本語対応手話」があり、「手指日本語」とも呼ばれ、言語学の観点から見ると、手と指を使った日本語になります。

なぜ朝霞市は
「日本手話」
なのでしょう？

本条例では、「日本手話」を言語として位置付け、「日本手話」を普及等の対象としています。なお、本条例は「日本手話」以外の「日本語対応手話」などを認めたものではありません。

朝霞市聴覚障害者の会 戸田康之会長よりコメント

国内初めて、公に「日本手話」が認められたことになります。この条例が、今後、他の自治体における、「日本手話」を明記しようとする条例の後押しとなり、そして今後、制定されるであろう手話言語法においても、「日本手話」を明記することにつながってほしいと思います。そして、全国のろうの子供たち、ろうの成人たちの自然言語である「日本手話」が守られていくことを願っています。



『難聴障害者用災害時支援用パンダナ』を避難所に配布しています。
使用例



難聴障害者の身の回り物
手帳が使えるかも

難聴障害者用パンダナ
パンダナができます。

難聴障害者用パンダナ
パンダナができます。

難聴障害者用パンダナを配布することで、災害時に難聴者所持に配置してあります。難聴障害者用パンダナを簡単に見分けが付かりません。このパンダナを着用することで、避難所での手助けを受けやすくなり、情報不足にならないようにすることができます。



『朝霞市で取り組んでいること』

難聴障害者用パンダナを避難所に配布しています。

朝霞市では、災害時に使用する難聴障害者用パンダナを避難所に配置してあります。難聴障害者は、見た目では耳に見えないことが分かりません。このパンダナを着用することで、避難所での手助けを受けやすくなり、情報不足にならないようになります。

本条例で初めて開催された「朝よさこいフェスティバル」や、市街地で開催される方々上げ花火など、さまざまなイベントが行われています。



朝霞市イメージキャラクター
朝霞市が持つ、本郷郷土のよさこい陽子通りの祭典
『朝よさこいフェスティバル』をPRしています。

フレーバーリーンの色は、市内を流れる清らか
な別川や、綿の糸がな綿糸を表現しています。
ヘアスタイルは、花火をイメージし、『彩』の文字を型はった、市民に親しまれているキャラ
クターです。

彩 紫雲 去年の夏に開催する、金・土・日(3日間)開催

開催される方々上げ花火など、さまざまなイベントが行われています。



現在、朝霞市で取り組んでいること

平成27年度現在 朝霞市で実施している、手話以外の障害者がある方などへの支援の取り組みを一部ご紹介します。

「コミュニケーションを橋渡ボード(災害時支援用)」を市内の避難所及び福祉避難所に配置しています。



難聴障害者だけでなく、外國人や高齢者などが活用できる、話す以外のコミュニケーション伝達ツールであるコミュニケーション支援ボードを活用し、話し言葉によるコミュニケーションのバリアフリーを目指しています。

朝霞市って、どんなところ？



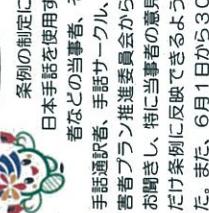
埼玉県の南部、都心から20キロ圏内に位置する朝霞市は、交通網が充実しており、アクセスの良さが特徴の一つです。市内に複数の川が流れなるほど、自然環境の豊かなまちとしても発展を続けています。

また、市内には陸上自衛隊朝霞駐屯地があり、2020年東京オリンピック、パラリンピックで、射撃会場となっています。



4月	5月	6月	7月	8月
・平成27年4月1日より難聴障害者用パンダナの販売開始	・平成27年5月より難聴障害者用パンダナの販売開始	・平成27年6月より難聴障害者用パンダナの販売開始	・平成27年7月より難聴障害者用パンダナの販売開始	・平成27年8月1日より難聴障害者用パンダナの販売開始
・手話講習会実施	・手話講習会実施	・手話講習会実施	・手話講習会実施	・手話講習会実施
・手話講習会実施	・手話講習会実施	・手話講習会実施	・手話講習会実施	・手話講習会実施
・手話講習会実施	・手話講習会実施	・手話講習会実施	・手話講習会実施	・手話講習会実施

条例の制定までの取り組み



条例の制定に向けて、
日本手話を使用するろう
者などの当事者、その家族、
手話通訳者、手話サークル、朝霞市聴
害者プラットフォーム推進委員会からの方々
お聞きし、特に当事者の意見をできる
だけ条例に反映できるようになりま
した。また、6月1日から30日までの
間、パブリックコメントを実施しま
した。